

新潟市建築物の安全性の確保等に関する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第65号

新潟市建築物の安全性の確保等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 建築物の維持保全及び事故への措置等（第8条—第11条）

第3章 危険な状態にある建築物又はその疑いのある建築物に対する措置等（第12条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における建築物の安全性の確保等に関し、市、所有者等、建築主等、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、それぞれの協働による建築物の安全性の確保等のために基本となる事項等を定めることにより、建築物の安全性の確保等を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物で市内に存するものをいう。
- （2） 所有者等 建築物の所有者、管理者又は占有者をいう。
- （3） 建築主等 建築主（建築基準法第2条第16号に規定する建築主をいう。）、

設計者（同条第17号に規定する設計者をいう。）、工事施工者（同条第18号に規定する工事施工者をいい、請負工事の下請人を含む。）又は工事監理者（同条第11号に規定する工事監理者をいう。）をいう。

(4) 市民等 市内に住所を有する者及び市内で働き、又は学ぶ者をいう。

(5) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(6) 危険な状態 建築物の倒壊、その部材の飛散その他当該建築物の破損に伴い市民等の生命、身体若しくは財産に損害を及ぼす事故が発生し、又はそのおそれがある状態をいう。

(市の責務)

第3条 市は、建築物の安全性の確保等のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、所有者等、建築主等、市民等及び事業者に対し、建築物の安全性の確保等に関する知識の普及、情報の提供その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、建築物の安全性の確保等のために必要な情報を収集するよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、建築物の維持保全に当たっては、当該建築物の安全性の確保のため、自らの責任の範囲内において必要な措置を講じ、その費用を負担する責務を有する。

(建築主等の責務)

第5条 建築主等は、建築物の建築、修繕若しくは模様替、用途の変更又は建築設備（建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。）の設置に当たっては、当該建築物の安全性の確保等のため、自らの責任の範囲内において必要な措置を講じ、その費用を負担する責務を有する。

(市民等及び事業者の責務)

第6条 市民等及び事業者は、建築物の安全性の確保等について、その重要性に対する関

心及び理解を深めるよう努めなければならない。

(相互協力)

第7条 市、所有者等、建築主等、市民等及び事業者は、建築物の安全性の確保等のため、それぞれの責務を自覚し、相互に補い合い、協力するよう努めなければならない。

第2章 建築物の維持保全及び事故への措置等

(確認済証等の保管)

第8条 建築物の所有者又は管理者は、建築物の維持保全を適正に行うため、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証並びに当該確認済証の交付を受けるために作成した図書及び書類（次項において「確認済証等」という。）を保管するよう努めなければならない。

2 建築物の所有者又は管理者は、当該建築物の所有者又は管理者の変更があった場合は、速やかに当該建築物に係る確認済証等を変更後の当該建築物の所有者又は管理者に引き渡すよう努めなければならない。

(定期報告の履行に関する事項)

第9条 市長は、建築物の安全性の確保のため、建築基準法第12条第1項の規定による報告（以下「定期報告」という。）が確実に履行されるよう、建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合は、管理者。以下この章において同じ。）への情報提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築物の所有者又は建築主等は、定期報告を要する建築物（新潟市建築基準法施行細則（昭和48年新潟市規則第11号）第5条に規定する市長が定める建築物をいう。以下同じ。）について、当該定期報告を要する建築物の所有者、名称又は用途の決定又は変更があった場合は、規則で定める報告を行うよう努めなければならない。

(事故への措置)

第10条 不特定又は多数の者が利用する建築物の所有者及び建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等（以下「昇降機等」という。）の所有者は、当該建築物又は昇降機

等に起因した事故により、人の死亡又は負傷があった場合は、当該事故による被害の拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、事故の再発の防止を図るよう努めなければならない。

(事故の届出)

第11条 定期報告を要する建築物の所有者は、当該定期報告を要する建築物に起因して死者が発生した事故その他の規則で定める事故が発生した場合は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届け出た事項に基づく情報その他の前項の事故に関して収集した情報のうち、一般に周知することにより当該事故と同種の事故の防止に資すると認めるものをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

3 前2項の規定は、昇降機等について準用する。この場合において、第1項中「定期報告を要する建築物」とあるのは、「昇降機等」と読み替えるものとする。

第3章 危険な状態にある建築物又はその疑いのある建築物に対する措置等

(所有者等の義務)

第12条 所有者等は、老朽化、自然災害その他の事由により建築物が危険な状態に至った場合は、自らの責任の範囲内において、危険な状態を解消するために必要な措置を講じ、その費用を負担しなければならない。

(危険な状態にある建築物又はその疑いのある建築物の情報提供)

第13条 市民等及び本市に滞在する者は、建築物が危険な状態にあり、又はその疑いがあると認めた場合は、市長に対し、その旨の情報提供を行うよう努めなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第14条 市長は、前条の情報提供を受けた場合で、規則で定める基準に該当すると認めるときは、当該建築物の所有者等に対し、第12条の規定により講じなければならない措置について、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、前項の指導又は助言を受けた者が正当な理由がなくその指導又は助言に係

る措置をとらなかった場合は、所有者等に対し、相当の期限を定めて、第12条の規定による必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(技術的援助)

第15条 市長は、所有者等が前条第1項の指導若しくは助言又は同条第2項の規定による勧告に従って第12条の措置を講ずる場合において、必要な技術的援助を行うことができる。

(所有者等を確知するための調査)

第16条 市長は、危険な状態にある建築物又はその疑いのある建築物の所有者又は当該所有者の現住所を特定するため、この章の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の2の規定による住民票の写しの交付の請求

(2) 戸籍法(昭和22年法律第24号)第10条の2第2項の規定による戸籍謄本等の交付の請求

(3) 住民基本台帳法第20条第2項の規定による戸籍の附票の写しの交付の請求

(4) 前3号に掲げるもののほか、危険な状態にある建築物又はその疑いのある建築物の所有者又は当該所有者の現住所を特定するために必要な調査

(自治会等への協力要請)

第17条 市長は、危険な状態にある建築物が存する地域の自治会、町内会その他の公共団体及び市民等に対し、所有者等を確知するための情報を提供するよう協力を求めることができる。

(土地の所有者、管理者又は占有者への協力要請)

第18条 市長は、危険な状態にある建築物について所有者等を確知することができない場合は、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 所有者等を確知するための情報の提供
- (2) 当該建築物の敷地についての安全の確保
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

(応急的危険回避措置)

第19条 市長は、危険な状態にある建築物について所有者等を確知することができない場合で、市民の生命、身体又は財産に損害を及ぼす事故を防止するために緊急の必要があると認めるときは、その事故の防止のために必要最小限の措置をとることができる。

2 前項の場合において、同項の措置をとった後に所有者等を確知することができたときは、当該措置に要した費用は、その所有者等の負担とすることができる。

(報告の徴収及び立入調査)

第20条 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、所有者等その他の関係者に対し、報告を求め、又はその職員に、危険な状態にある建築物又はその疑いがある建築物及びそれらの敷地に立ち入り、調査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その建築物の居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等その他の関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係機関との連携)

第21条 市長は、この章の規定を施行するために必要があると認める場合は、新潟県その他の関係機関に対し、所有者等を確知するための情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

2 市長は、前項の協力を得るために必要があると認める場合は、当該協力を求める新潟県その他の関係機関に対して次に掲げる情報を提供することができる。この場合において、第2号の情報のうち調査の結果を提供するときは、前条第3項の規定の趣旨を尊重

しなければならない。

- (1) 第16条第4号の調査の結果
- (2) 前条第1項の規定による報告の内容又は調査の結果

第4章 雑則

(その他)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、第2章の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から、第3章の規定は公布の日から起算して12月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。